

平成22年9月27日

顧問先各位

戸田会計事務所
 所長 戸田裕陽

生命保険料控除の改正 —22年税制改正（平成24年新規契約から）—

◎現行の生命保険料控除…平成23年12月31日契約分まで

①一般生命保険の生命保険料控除…*1

年間支払保険料合計	2万5千円以下	2万5千円超 5万円以下	5万円超 10万円以下	10万円超
生命保険料控除額	支払保険料 全額	支払保険料x1/2 +12500円	支払保険料x1/4 +25000円	一律 50000円

②個人年金保険（年金の給付を受ける、保険料支払期間10年以上のもの）の生命保険料控除
 上記 *1 と同じ

⇒ 上記①、②合計で10万円が限度

◎改正生命保険料控除…平成24年以後

①一般生命保険の生命保険料控除

イ) 平成23年12月31日までの契約（以下「旧保険」といいます）のみ控除の場合
 上記 *1 と同じ

ロ) 平成24年1月1日以後契約分（以下「新保険」といいます）のみ控除の場合…*2

年間支払保険料合計	2万円以下	2万円超 4万円以下	4万円超 8万円以下	8万円超
生命保険料控除額	支払保険料 全額	支払保険料x1/2 +10000円	支払保険料x1/4 +20000円	一律 40000円

ハ) 「旧保険」と「新保険」を併せて控除する場合
 上記イ) と ロ) の合計額（上限4万円）

②個人年金保険の生命保険料控除

イ) 「旧保険」のみの場合……上記 *1 と同じ

ロ) 「新保険」のみの場合……上記 *2 と同じ

ハ) 「旧保険」「新保険」を併せて控除する場合…上記イ)、ロ) の合計額（上限4万円）

③「介護医療保険料控除」…今回改正で創設

平成24年1月1日以後の契約で、疾病又は身体の障害を基因として生ずる医療費等に給付される「医療費用保険」「介護費用保険」「医療保障保険」「介護保障保険」「所得補償保険」等の保険料についての保険料控除。

控除額は上記 *2 と同じ

⇒ 上記①、②、③合計で12万円が限度